

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和4年10月28日(2022.10.28)

【公開番号】特開2021-115339(P2021-115339A)

【公開日】令和3年8月10日(2021.8.10)

【年通号数】公開・登録公報2021-036

【出願番号】特願2020-12048(P2020-12048)

【国際特許分類】

A 63 F 5/04 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 5/04 653

A 63 F 5/04 603 E

【手続補正書】

【提出日】令和4年10月20日(2022.10.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

前扉と、

筐体と、

所定の制御基板と、

前記所定の制御基板を収容する所定の基板ケースと、

遊技メダル投入口と、

前記遊技メダル投入口から投入された遊技メダルが通過する通路中に設けられ、遊技メダルを検知し得る検知手段A、検知手段B、及び検知手段C(前記検知手段Bは、前記検知手段Aより下流側に位置し、前記検知手段Cは前記検知手段Bより下流側に位置する)とを備え、

前記前扉と前記筐体とが施錠可能であり、

前記所定の基板ケースは前記筐体の内部に取り付けられるよう構成されており、

前記筐体の背面を構成する部材には、第1の開口部と第2の開口部とが少なくとも形成されており、

前記第1の開口部の最大長さは100mm以上であり、且つ前記第1の開口部の大きさは前記所定の基板ケースが通過できない大きさとなっており、

前記第1の開口部から作業者の手指を挿入して解錠部に対して解錠操作が行われることにより前記前扉と前記筐体とを解錠可能となっており、

前記筐体の内部は、前記第2の開口部から採光可能となっており、

所定の状況にて、前記遊技メダル投入口から遊技メダルが投入された場合において、当該遊技メダルに対する前記検知手段Aと前記検知手段Bの検知結果が所定条件を満たすと、クレジット数に「1」を加算し得るよう構成されており、

所定の状況にて、電源の供給が遮断される事象が発生した時から、当該電源の供給が遮断される事象を検知し、電源断処理を実行する時までの期間の設計値をT1とし、

所定の状況にて、前記遊技メダル投入口から遊技メダルが投入された場合における、当該遊技メダルを前記検知手段Bが検知した後に当該遊技メダルを前記検知手段Bが検知しなくなった時から、当該遊技メダルを前記検知手段Cが検知した時までの期間の設計値をT2としたとき、

40

50

T 1 < T 2 となっている

遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本態様に係る遊技機は、

前扉と、

筐体と、

所定の制御基板と、

前記所定の制御基板を収容する所定の基板ケースと、

遊技メダル投入口と、

前記遊技メダル投入口から投入された遊技メダルが通過する通路中に設けられ、遊技メダルを検知し得る検知手段A、検知手段B、及び検知手段C（前記検知手段Bは、前記検知手段Aより下流側に位置し、前記検知手段Cは前記検知手段Bより下流側に位置する）とを備え、

前記前扉と前記筐体とが施錠可能であり、

前記所定の基板ケースは前記筐体の内部に取り付けられるよう構成されており、

前記筐体の背面を構成する部材には、第1の開口部と第2の開口部とが少なくとも形成されており、

前記第1の開口部の最大長さは100mm以上であり、且つ前記第1の開口部の大きさは前記所定の基板ケースが通過できない大きさとなっており、

前記第1の開口部から作業者の手指を挿入して解錠部に対して解錠操作が行われることにより前記前扉と前記筐体とを解錠可能となっており、

前記筐体の内部は、前記第2の開口部から採光可能となっており、

所定の状況にて、前記遊技メダル投入口から遊技メダルが投入された場合において、当該遊技メダルに対する前記検知手段Aと前記検知手段Bの検知結果が所定条件を満たすと、クレジット数に「1」を加算し得るよう構成されており、

所定の状況にて、電源の供給が遮断される事象が発生した時から、当該電源の供給が遮断される事象を検知し、電源断処理を実行する時までの期間の設計値をT1とし、

所定の状況にて、前記遊技メダル投入口から遊技メダルが投入された場合における、当該遊技メダルを前記検知手段Bが検知した後に当該遊技メダルを前記検知手段Bが検知しなくなった時から、当該遊技メダルを前記検知手段Cが検知した時までの期間の設計値をT2としたとき、

T 1 < T 2 となっている

遊技機である。

<付記>

尚、本態様とは異なる別態様について以下に列記しておくが、これらには何ら限定されることなく実施することが可能である。

本別態様に係る遊技機は、

複数のリールと、

複数のストップスイッチと、

スタートスイッチと、

演出を表示可能な演出表示部と、

音を出力するスピーカと

を備え、

演出表示部には、

複数のゲームに亘って実行される演出である連続演出を表示可能であり、

10

20

30

40

50

連続演出の実行中には、連続演出が次ゲームにも実行され得ることを示唆する継続画像を表示可能であり、

連続演出の実行中には、連続演出BGMの出力が行われ、

継続画像の表示中は、連続演出BGMの出力が継続され、

連続演出の結果を示す連続演出結果表示が演出表示部に表示されているときは、連続演出BGMの出力が停止されている

ことを特徴とする回胴式遊技機である。

10

20

30

40

50